２　前項の規定にかかわらず、法第百五十七条の六第五項に規定する電磁的記録は、謄写することができない。

３　鑑定人は、被告人に対する質問若しくは証人の尋問を求め、又は裁判長の許可を受けてこれらの者に対し直接に問いを発することができる。

（電磁的方法による書類等の閲覧等・法第百八十条の二）

第百三十八条の二　法第百八十条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　閲覧する場合　電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と検察官の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用して検察官の使用に係る電子計算機の映像面に法第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法

二　謄写する場合　電子情報処理組織を使用して検察官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに法第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物を記録する方法

（請求先裁判所・法第百八十七条の二）

第百三十八条の三　［略］

（請求の方式・法第百八十七条の二）

第百三十八条の四　［略］

（資料の提供・法第百八十七条の二）

第百三十八条の五　［略］

（請求書の謄本の差出し、送達・法第百八十七条の二）

第百三十八条の六　［略］

２　前項の規定は、法第百八十七条の二の請求を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

３　裁判所は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に定めるものを訴訟費用の負担を求められた者に送達しなければならない。

一　法第百八十七条の二の請求が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている請求書に記載すべき事項を記載した書面）

二　法第百八十七条の二の請求が書面の差出しによりされた場合　請求書の謄本

（意見の聴取・法第百八十七条の二）

第百三十八条の七～第百三十八条の十　［略］

（令状請求の方式）

第百三十九条　［略］

２　逮捕状の請求書には、謄本一通を添付しなければならない。

３　前項の規定は、逮捕状の請求を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（令状の送付）

第百三十九条の二　令状（電磁的記録である場合に限る。）を発した裁判官は、当該令状を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて請求者の使用に係る電子計算機に送信し、又は当該令状を記録した記録媒体を請求者に送付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、法第百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

３　鑑定人は、被告人に対する質問若しくは証人の尋問を求め、又は裁判長の許可を受けてこれらの者に対し直接に問を発することができる。

［新設］

（請求先裁判所・法第百八十七条の二）

第百三十八条の二　［同上］

（請求の方式・法第百八十七条の二）

第百三十八条の三　［同上］

（資料の提供・法第百八十七条の二）

第百三十八条の四　［同上］

（請求書の謄本の差出し、送達・法第百八十七条の二）

第百三十八条の五　［同上］

［新設］

２　裁判所は、前項の謄本を受け取つたときは、遅滞なく、これを訴訟費用の負担を求められた者に送達しなければならない。

［新設］

（意見の聴取・法第百八十七条の二）

第百三十八条の六～第百三十八条の九　［同上］

（令状請求の方式）

第百三十九条　［同上］

２　逮捕状の請求書には、謄本一通を添附しなければならない。

［新設］

［新設］